

4600008

10102

名古屋市中区栄2丁目9番26号
ポーク名古屋ビル内

公益社団法人愛知労働基準協会

代表者 殿

愛知労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平素より労働行政の運営に格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、別添のとおり所要の政省令の改正が行われましたので、お知らせします。

つきましては、貴機関におかれましても、この趣旨をご理解いただくとともに、関係事業者に対する周知のご協力を賜りますようお願い申し上げます。